

## 公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に対し、授業料等減免負担金（以下「負担金」という。）を交付する。
- 2 前項の負担金の交付に関しては、法、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

- 第2条 この負担金は、法第7条第1項の確認を受けた大学の設置者である法人における法第8条第1項の規定に基づく授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）に要する費用について県が負担し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

### (対象及び負担金の額)

- 第3条 県は、前条の目的を達成するため、法人が、省令で定める基準及び方法により特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認定した者に授業料等減免を行うために要する経費について、予算の範囲内で法人に交付するものとする。

### (交付の申請)

- 第4条 法人は負担金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、別紙様式1による交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による交付申請書への規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項の記載は不要とする。
- 3 規則第4条第2項各号に掲げる事項を記載した書類の添付は不要とする。

### (交付の決定)

- 第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、負担金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を別紙様式2に示した交付決定通知書により法人に通知するものとする。

### (契約等)

- 第6条 法人は、授業料等減免に係る業務及びこれに附帯する業務を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、授業料等減免の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(交付の変更)

第7条 法人は、第5条の交付決定の内容及び配分を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式3による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、負担金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が交付目的の達成をより効率的にする場合で、授業料等減免の目的を変えない範囲内において行う場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、負担金の交付決定の内容及び配分の変更を承認するときは、別紙様式4による変更交付決定通知書により、法人に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

(中止又は廃止)

第8条 法人は、授業料等減免を中止又は廃止しようとするときは、別紙様式5による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遅延の届出)

第9条 法人は、授業料等減免が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は授業料等減免の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙様式6による遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、法人に対し、授業料等減免の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第11条 法人は、負担金の対象である授業料等減免の費用の支弁が完了したときは、その日（廃止の承認を受けた場合には、廃止の承認があった日から30日を経過した日）から30日を経過した日又は事業年度の3月末日のいずれか早い日までに、別紙様式7による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合に、当該報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が負担金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、別紙様式8による負担金の額の確定通知書を法人に通知するものとする。

2 知事は、法人に交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、法人に対し、期限を定めてその超える部分の負担金の返還を命ずるものとする。

(負担金の支払)

- 第13条 負担金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき負担金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事は必要があると認められる場合は、負担金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 法人は、前項により負担金の支払を受けようとするときは別紙様式9による負担金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第14条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第5条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 法人が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 法人が、負担金を授業料等減免以外の用途に使用した場合
  - 三 法人が、負担金に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
  - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、負担金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する負担金が交付されているときは、期限を付して当該負担金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿関係書類等の整備)

- 第15条 法人は、負担金の経理について、負担金以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を、交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、この負担金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から適用する。



様式2（第5条関係）

公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金については、下記のとおり交付します。

記

交付金の額は次のとおりとする。ただし、交付決定の内容の変更により負担金に変更された場合においては、別に通知するところによるものとする。

交付対象期間 年 月 ～ 年 月

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式3（第7条第1項関係）

公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金変更承認申請書

第 年 月 日  
号

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）  
（氏名）

年 月 日付け 第 号により交付決定された公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金について、下記のとおり変更して下さるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付対象期間 年 月 ～ 年 月
- 2 既交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 変更承認申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 差額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式4（第7条第2項関係）

公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金変更交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金については、下記のとおり変更して交付します。

記

交付金の額は次のとおり変更するものとする。ただし、交付決定の内容の変更により負担金に変更された場合においては、別に通知するところによるものとする。

交付対象期間	年 月	～	年 月
交付決定額	金	_____	円
変更交付決定額	金	_____	円
差額	金	_____	円

様式5（第8条関係）

公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金中止（廃止）承認申請書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）  
（氏名）

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金について、公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金交付要綱第8条の規定に基づき、下記事由により中止（廃止）したいので、申請します。

記

- 1 交付対象期間 年 月 ～ 年 月
- 2 既交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 中止（廃止）の事由

[ ]

公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金遅延報告書

第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）  
（氏名）

年 月 日付け 第 号により交付決定された公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金については、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 遅延の理由
- 2 授業料等減免の施行の経過
- 3 授業料等減免完了予定日

区分	授業料等減免完了予定日	備考
変更前		
変更後		

様式7 (第11条関係)

公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金実績報告書

第 年 月 日 号

(あて先)

埼玉県知事

申請者 (住所)  
(氏名)

年 月 日付け 第 号により交付決定された公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金について、補助金等の手続等に関する規則第13条及び公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象期間 年 月 ～ 年 月
- 2 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 実績額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 不用額 (不足額) 金 \_\_\_\_\_ 円

様式8（第12条第1項関係）

公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金確定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった公立大学法人  
埼玉県立大学授業料等減免負担金については、下記のとおり補助金の額を確定  
したので、補助金等の手続等に関する規則第14条及び公立大学法人埼玉県立  
大学授業料等減免負担金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

確 定 額 金 \_\_\_\_\_ 円

公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金概算払請求書

第 年 月 日 号

(あて先)

埼玉県知事

申請者 (住所)  
(氏名)

年 月 日付け 第 号により交付決定された公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金について、公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(単位：円)

交付決定額 (A)	前回までの概算 払受領額(B)	今回請求額(C)	残額 (A-B-C)

2 振込先口座等

債権者コード	
名義	※フリガナを併せて記載して下さい。
区分	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 支所
	普通 No _____ 当座 No _____

注 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録をしていない場合は振込先口座を記載すること。